

第七十号議案

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例（昭和四十五年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
別表修学資金の項中「専門課程」の下に「又は専攻科」を加え、同表就学支度資金の項中「専門課程」の下に「若しくは専攻科」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、修学資金及び就学支度資金の貸付対象に専修学校の専攻科に修学し、又は入学する女性等を追加する必要がある。